

取締役規定

第1章 総則

第1条（目的） 本規定は、会社法及び定款の定めに基づき、当会社の取締役の資格、選任、職務権限、義務、報酬等、並びに取締役会の構成及び運営に関する事項を定めることにより、透明かつ公正な経営体制を構築し、会社の持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的とする。

第2条（適用範囲） 取締役及び取締役会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、本規定の定めるところによる。

第3条（取締役会の非設置） 当会社は取締役会を設置していないため、会社の業務執行に関する意思決定は、代表取締役が行う。

第4条（選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任にあたっては、人格、識見、能力、経験及び実績等を総合的に勘案し、当会社の経営を適切かつ効率的に遂行できる者を選任する。

第5条（取締役の構成） 取締役の構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

1. 各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等（注1）である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと。
2. 他の同一の団体（注2）の取締役（これに準ずる役職を含む。）又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと。

（注1）「3親等内の親族等」には、当該取締役と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、及び当該取締役の使用人を含みます。

（注2）「他の同一の団体」は、営利・非営利を問わず、実質的に同一とみなされる団体を指します。

第6条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

1. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
2. 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第7条（役付取締役）

1. 代表取締役は、株主総会の決議により、取締役の中から1名を選任する。

第8条（職務権限及び義務）

1. 代表取締役は、会社を代表し、株主総会の決議および自らの判断に基づき、業務を執行する。
2. 当社は取締役が1名のため、役付取締役の区分は設けない。ただし、必要に応じて株主総会の決議により業務分掌や役職を定めることができる。
3. 取締役は、法令、定款、株主総会の決議、並びに本規程を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行しなければならない（忠実義務）。
4. 取締役は、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない（善管注意義務）。

第9条（解任） 取締役の解任は、株主総会の決議によって行う。

第4章 報酬等

第10条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 附則

第11条（改廃） 本規定の改廃は、代表者の決裁で変更する。

第12条（施行） 本規定は、2025年5月30日より施行する。